

第4号様式（第10条関係）

会 議 録（要 旨）

会 議 名	第5回武蔵村山市市民協働推進会議
開 催 日 時	平成24年10月29日（月）午後7時 ～ 9時30分
開 催 場 所	中部地区会館403集会室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：（委員）渡辺龍也、奥原せつ子、伊東理年、比留間英世、高橋茂明、北口良夫、本間由美子、内野正利、下田光男 （事務局）協働推進課長、協働推進課主査、協働推進課主事
報 告 事 項	第4回武蔵村山市市民協働推進会議の会議録について
議 題	議題1 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の第二次審査について 議題2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	議題1 協働事業提案制度提案事業審査報告書について 本日、各委員から出た意見を報告書に反映し報告書の最終確認を正副座長に一任とする。 また、11月中に正副座長から市長へ報告書の提出をする。 議題2 その他 次回会議の開催通知を後日、各委員に送付する。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発信者) □印：座 長 ○印：委 員 ●印：事務局	報告事項 第4回武蔵村山市市民協働推進会議の会議録について ●本日配布した第4回武蔵村山市市民協働推進会議の会議録について内容の確認をお願いします。修正等があれば11月2日（金）までに事務局まで連絡をいただきたい。連絡がない場合については、会議録の承認とみなしホームページ等で公開する。 議題1 協働事業提案制度提案事業審査報告書について ●協働事業提案事業審査報告書案の6頁目及び7頁目の「平成24年度提案事業の審査結果及び理由」を中心とした内容の確認をお願いします。 □3頁目の市民協働推進会議の開催状況だが、第4回までの会議しか記載していないが、本日開催している第5回の会議で最終審査及び決定をするので、第5回の会議を記載する必要がある。 □4頁目にある協働事業提案制度の流れの中に11月に市長への審査結果報告を予定として記載してあるが、今年度は11月に市長へ審査結果を報告するのは無理ではないか。 ●平成24年度協働事業提案制度の募集を行った時点での内容を記載している。昨年度は11月より後に市長へ審査結果報告をしているが、今年度は昨年度よりも早い段階で会議を開催しているので、11月に市長へ審査結果を報告することは可能である。 (ちびっ子名人育成プロジェクトについて) □下から2行目の「協働事業終了後の継続性に疑問がある。」とあるが「協働事業終了後の継続性が危惧される。」に修正した方がよい。 ○本事業は2年目の事業であり、また、報償費が60%と高いので、自己財源の確保を強く要望したい。 ○市内のNPO法人は自己財源がほとんどない状況で活動しているので、自己財源を予算に計上させるのは厳しいと思う。 ○本事業で収益をあげるの難しいので、申請団体の本部から少しでも財源を確保して、団体としての力をつけてもらいたい。

○本事業は3年間継続して実施する事業であるが、3年以降も継続して実施してもらえよう、自己財源を確保してもらう必要がある。

○協働事業をNPO法人が実施するには、市からの補助金がないと継続していけないと思う。

□本事業は子どもたちに名人になるよう育成する事業であるため、事業を通して子どもたちが名人になれば、予算の60%占めている報償費は必要なくなるので、市からの補助金がなくても事業を継続することは可能であると思う。

○報償費が必要なくなっても、人件費は負担しなければいけなくなってしまう。

□人件費は計上せず、ボランティアで事業を行うのが本来の在り方である。

○事業を実施した学校の子どもたちの中から指導者として、次の事業を実施する学校に派遣すれば報償費の削減になるとともに、子どもたちの交流も図れてよいと思う。

○本事業の内容は3年間同じであり、予算も3年間同じと考えられるので、最後の2行の「来年度企画提案をするときに、再び報償費割合が高かった場合又は自己財源なしで補助金のみを収入として計上していた場合には厳しい審査になる」は削除した方がよい。

□最後の行に「また、自己財源の確保に努め、ちびっ子名人が年下の子どもたちに技を伝承するなど、事業を継続できるような工夫を今から始めるよう求めたい。」を加筆し、本事業の審査結果及び理由として決定したいが、いかがか。

-異議なし-

(子育てサポートプロジェクトについて)

○2行目の「補填」は「補完」に修正した方がよい。

□「広報の力が弱いので」とあるが、プレゼンテーションでは市が年2回までしか市報に掲載できないという話だった。なぜ年2回までしか市報に掲載できないのか。

●市報掲載を依頼する団体が年々増えてきているので、1団体につき年2回までしか掲載できないようになってきているが、毎月市報掲載している子育て支援センターの事業案内の中に本事業申請団体の事業が掲載されている。

□最後の行に「保育園等への働きかけ」とあるが、保育園や幼稚園との協働ではない。保育園や幼稚園を所管している部署はどこなのか。

●子育て支援課である。

□最後の行は「なお、実施に当たっては、団体育成型事業にとどまらず、幼稚園、保育園等でより広く実施されるよう子育て支援課との連携を密にし、協働型事業へと発展していただきたい。」と修正し、本事業の審査結果及び理由として決定したいが、いかがか。

-異議なし-

(小学生のための朗読体験教室(仮称)について)

○1行目の「事業の目的の達成に向けた実施内容については、理解できるところであり、特筆すべきことはない。」の「特筆すべきことはない。」は削除した方がよい。

□1行目は「朗読を通して子どもたちの情操を高めるという事業目的は評価できる。」という文言に修正した方がよい。

○4行目に「贈与」とあるが「配置」にした方がよい。

□5行目に「講座開催時以外でも練習できるように貸し出すための教材費と改める」とあるが、費目の修正は事務的な事なので、削除した方がよい。また、7行目に「なお、企画書提案段階で、協働する課と調整をとり」とあるが、必ず調整を取らなければいけないのか。

●本事業は申請段階の企画書の内容とプレゼンテーションの内容に大幅な変更があったため、実現不可能な事業が申請されないよう、実現可能な事業なのかなどの調整を協働する課と行い申請してもらう必要がある。

□最後の行は「なお、書類選考時と企画発表時で企画内容が異なっていたことに鑑み、申請段階において事業内容を固めておくべきであったと言える。」と修正し、本事業の審査結果及び理由として決定したいが、いかがか。

-異議なし-

(小学生への花育と豊かな環境づくりについて)

□3行目の「直接現場に出向いて行うべきである。」とあるが「直接現場に出向いて行うことが望まれる。」の方がよい。

□4行目の「これまでの成果を見る限りでは、事業展開に不安が残るものの、」とあるが何を意味しているのか。

●花を植えた後の管理がずさんであり、生育環境が整っていないことである。

○6行目に「不都合な点も生じている」とあり不安を煽っているように感じるが、不都合な点とは具体的に何か。

●事業を授業の一環として実施した学校があり、強制的に子どもたちに対し事業を実施したことである。

○8行目で「授業の一環として行うのではなく」とあるので、「不都合な点」というのは削除した方がよい。

□授業の一環で行うのは協働事業の趣旨とは違うと思うが、絶対によくないとまでは言えない。また、児童が自発的に事業に参加することに意義があると思う。

○学校側に事業の目的、趣旨を理解してもらえずに事業を実施したことが問題であると思うので、「授業の一環として行うのではなく」という文言は削除した方がよいと思う。

□4行目からは「事業を実施するに当たり、一部の学校に理解不足の面も見られたことから、今後は学校に事業の目的、趣旨を理解していただけるように努めるべきである。」に修正し、その後を「また、栽培委員会の立ち上げ支援を行い、栽培に関心をもつ児童が自発的に参加できるような環境の整備にも力を入れ、継続して事業が行える体制をとることが望まれる。」に修正すればよいと思う。

○最後の行に「なお、今後、事業実施の際には、記録写真を撮影しておくようにしていただきたい。」とあるが、何のために写真を撮影するのかわからないので、事業評価報告会に活用できるようなことを記載した方がよい。

□各委員の意見を踏まえ修正したものを本事業の審査結果及び理由として決定したいが、いかがか。

-異議なし-

(みんなで挑戦 未来の自分に自信と誇りを(仮称)について)

○1行目に「何を実施するかわからない企画書であった」とあるが、書類審査である一次審査を通過している事業なので、削除した方がよい。

□3行目に「ギネスに挑戦する機会を与えられることは素晴らしい。」と

あるが、「素晴らしい」は感情的なので「ギネスに挑戦する機会を与えられることは意義がある。」に修正した方がよい。

○7行目に「予備大会を開催して、どのくらいの記録が出せるのか検証することも大切である」とあるが、予備大会でギネス記録に対し、程遠い記録が出た場合は補助金を交付しないという意味でよいのか。

●前回の会議で1年目は自主財源で予備大会などの練習をし、2年目以降ギネス記録に挑戦することが望ましいという意見があった。

○1年目は練習期間で、2年目にギネス記録に挑戦という企画にすれば、広報する期間も長くできるので、武蔵村山市のPRになると思う。

○ギネス記録に挑戦できるぐらいのレベルに小学生は達しているのか。

○事業は始まっていないので、達していないと思う。

□最後の行に「ギネスの認定員を呼ぶのに要する120万円は高く、費用対効果の点から疑問が残る。」とあるが、費用対効果に疑問を抱きながら採択し、ギネス記録に全く届かない記録が出た場合は市民から非難を受けかねないので、1年目は練習期間として練習に係る費用に対し補助金を交付し、ギネス記録に挑戦する2年目は認定員の費用である120万円に対し、補助金を交付すればギネス記録に全く届かない記録が出たとしても市民の理解を得られると思う。

○企画書では1年間で事業を実施することになっているが、1年目は練習期間とし、2年目にギネス記録に挑戦するような企画に変更させることは、この会議で決められることなのか。

●本制度は単年度事業向けなので、2年間かけて行う事業は申請対象外である。

○前回の会議で採択すべき事業として決定したので、事業は企画書のとおり1年間で実施すべきだと思う。

○各委員ギネス記録更新が目的のように思っているが、本来の目的は「子どもたちに自信をもってもらうことや、思いやる心と行動力を育むこと」などなので、ギネス記録を更新できなくても、本来の目的を達成できればよいのではないか。

○5行目に「ギネス記録更新の可能性も高まると思われる。」とあるが、本来の目的を達成できれば事業の成功といえるので、ギネス記録更新の文言は必要ないのではないか。

□市の補助金100万円を使うに至っては、ある程度の記録を出さなければ市民に対して説明ができない。また、申請団体自体もギネス記録を更新することは難しいとわかっているので、ギネス認定員に係る費用120万円は申請団体が負担することとし、他に係る経費73万8000円を補助金として交付することにした方がよい。

○補助金申請額である100万円を減額することは可能なのか。

●最終的な判断は市長に委ねられるが、市民協働推進会議が本事業を採択する理由として減額を報告書に盛り込むことは可能である。

○事業を実施するために100万円の補助金を申請しているので、減額された場合に事業が実施できない可能性が考えられるが、事業を実施できなくてもよいのか。

□事業を実施するか、しないかは申請団体が判断することであるため事業を実施しなくてもよい。

●審査要領に「採択するに至っては条件を付することができる」と明記してあるので、条件をつけてもよい。

○減額するには正当な理由を考えないといけない。

□最後の行に「予算については、自己財源が含まれているものの、ギネス記録更新という目標達成の実現性が見通せない中、ギネス認定員を招致す

